



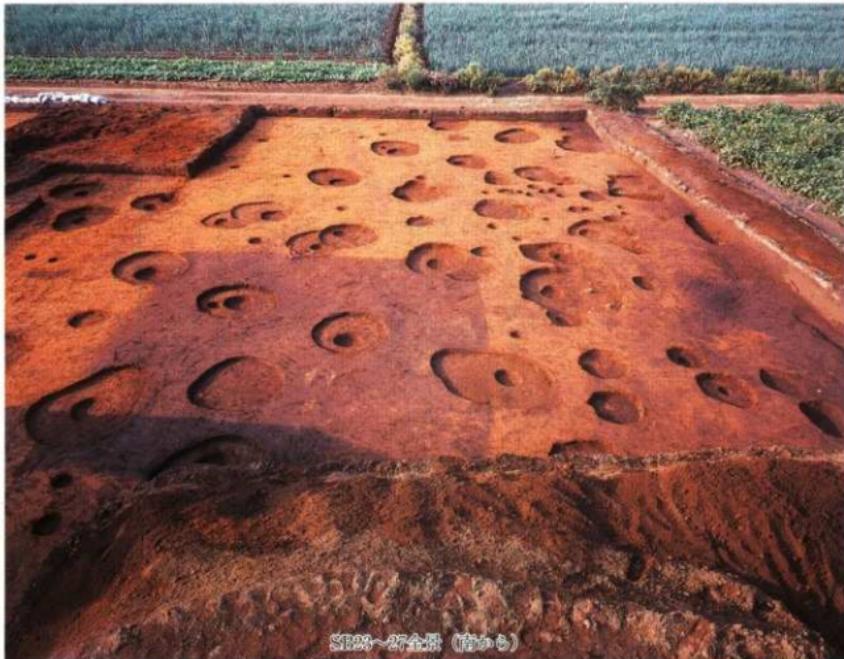
# 成東町・山武町鳴戸東遺跡 第5次発掘調査報告書

平成14年6月

財団法人 千葉県文化財センター

なるとう さんぶしまとひがし  
成東町・山武町鳴戸東遺跡  
第5次発掘調査報告書





## 序 文

わが国における中央集権的な国家体制は、今から1300年ほど前に制定された大宝律令に端を発しており、その頃、千葉県にも上総・下総・安房の3国が置かれ、23の郡が配置されました。そして、それぞれの役所として、国には国府が、郡には郡衙が設置されたことが文献から知られています。

現在、県内では明確な国府の遺跡は確認されておらず、郡衙についても下総国相馬郡衙にあたる我孫子市日秀西遺跡や下総国埴生郡衙にあたる印旛郡栄町大畑Ⅰ遺跡などが特定されているだけで、県内の官衙遺跡の実態は明らかになっていません。

そこで千葉県教育委員会では、県内の官衙遺跡の状況を解明すること目的に、平成7年度から国庫補助を得て、官衙関連遺跡確認調査を実施しております。平成7・8年度は、上総国海上郡衙推定地である市原市西野遺跡を、平成9・10・11・12年度は上総国武射郡衙推定地である山武郡成東町と山武町にまたがる鷲戸東遺跡の発掘調査を実施し、いずれも大きな成果を得ることができました。7年目にあたる平成13年度も、引き続き鷲戸東遺跡の調査を財団法人千葉県文化財センターに委託して実施しました。

その結果、後期郡庁に伴う巨大な柱を使用した倉庫跡群がみつかる一方、推定された南限がさらに南に拡大することが判明し、これまでの成果とあわせて「武射郡衙跡」であることが明らかになりました。このことは本県の官衙遺跡の実態を考える上で大変重要な成果と考えられます。

このたび、その調査成果がまとまり、刊行の運びとなりました。本書が学術資料として、また文化財保護と活用のための基本資料として広く活用されることを期待します。

最後になりましたが、文化庁をはじめ、成東町教育委員会、山武町教育委員会、土地所有者の方々など、関係者の皆様には多大な御協力をいただきました。心から感謝いたします。

平成14年3月

千葉県教育庁生涯学習部  
文化課長 高橋強一

## 凡　　例

- 1 本書は、山武郡成東町島戸340-1ほか、山武郡山武町麻生新田320に所在する鷲戸東遺跡(遺跡コード404-006)の第5次発掘調査報告書である。
- 2 本事業は、千葉県教育委員会が国庫補助を受けて行っている官衙関連遺跡詳細分布調査の第7年次に当たり、調査は財団法人千葉県文化財センターに委託して実施した。
- 3 発掘調査及び整理作業は、調査部長 佐久間 豊、調査部副部長 矢戸三男、東部調査事務所長 折原 繁の指導のもとに副所長 香取正彦が下記の期間に実施した。
- 4 発掘調査 平成13年10月1日～平成13年10月31日  
整理作業 平成13年11月1日～平成13年12月28日
- 5 本書の執筆は、副所長 香取正彦が行った。
- 6 調査の実施に当たっては、成東町教育委員会、山武町教育委員会、財団法人山武郡文化財センター、土地所有者 山邊 進・土屋義雄・高柳滋子の各氏を初めとする地元の皆様、小林信一・土屋潤一郎・福間 元・金子一成の各氏から多大な御協力をいただいた。記して感謝の意を表する次第である。
- 7 本書で使用した地形図は、下記のとおりである。
  - 第1図 国土地理院発行 1/50,000地形図「東金」(N 1-54-19-11) 平成元年修正
  - 第2図 成東町役場発行 1/2,500成東町平面図2 (IX-LF33-3) 平成5年修正  
成東町役場発行 1/2,500成東町平面図6 (IX-LF43-1) 平成5年修正
- 8 周辺地形航空写真(図版1)は、京葉測量株式会社による平成13年撮影のものである。
- 9 本書で使用した遺構の略号は、下記のとおりである。

溝跡・道跡 (SD)	竪穴住居跡 (SI)	建物跡・基壇状遺構 (SB)	土坑 (SK)	ピット (SH)
------------	------------	----------------	---------	----------
- 10 本書で使用した間尺の尺度記載については、天平尺(1尺=297mm)を基本としたが、数値としては1尺=0.3mとして概数値を記した。
- 11 鉄滓内の金属の有無の判定にはメタルチェッカーを用いた。
- 12 本書の掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を表記した。
- 13 本書で使用しているスクリーントーンは、以下のとおりである。



赤彩

## 本文目次

I はじめに.....	1
1 遺跡の位置と環境.....	1
2 これまでの調査の概要.....	2
II 調査の概要.....	8
1 調査区の設定.....	8
2 調査の経過.....	8
III 遺構と遺物.....	13
第30～33トレンチ及び拡張区.....	13
第34トレンチ.....	18
第35トレンチ.....	21
第36トレンチ.....	23
第37トレンチ.....	23
第38トレンチ.....	23
第39トレンチ.....	23
IVまとめ.....	26
1 検出遺構.....	26
2 出土遺物.....	27
3 結語.....	29
報告書抄録.....	卷末

## 挿図目次

第1図 遺跡分布図.....	1
第2図 調査トレンチ配置図.....	5・6
第3図 遺構配置図(1).....	9・10
第4図 遺構配置図(2).....	11・12
第5図 第30・31トレンチ及び拡張区遺構実測図.....	15・16
第6図 第30・31トレンチ及び拡張区出土遺物実測図.....	14
第7図 第32・33トレンチ遺構・出土遺物実測図.....	17
第8図 第33トレンチ出土遺物実測図.....	18
第9図 第34・35トレンチ遺構実測図.....	19・20
第10図 第34トレンチ及びSB28・SD34・37出土遺物実測図.....	21
第11図 第36・37トレンチ遺構実測図.....	22
第12図 第37トレンチ出土遺物実測図.....	23
第13図 第38・39トレンチ遺構実測図.....	24
第14図 表面採集遺物実測図.....	25
第15図 真行寺廃寺跡表面採集遺物実測図.....	25
第16図 郡衙範囲及び建物配置想定図.....	28

## 表目次

第1表 据立柱建物跡一覧表 .....	27
---------------------	----

## 図版目次

巻頭カラー

図版1 航空写真（平成13年撮影）

図版2 SB23～27全景（南から）

SB23～27全景（西から）

第30トレンチ西部（東から）

SB23柱跡土層

図版3 第32トレンチ（南西から）

第33トレンチ（西から）

第34トレンチ（北から）

SD34（西から）

SD35・36（北から） SB28（北から）

SB28柱跡土層 第35トレンチ（南から）

図版4 第36トレンチ（南東から）

第37トレンチ（南東から）

第38トレンチ（南から）

第39トレンチ（南東から）

第30・31・32トレンチ出土遺物

図版5 第33・34・37トレンチ出土遺物

SB23出土遺物

SB24・27・28、SD34・37出土遺物

図版6 第33・34トレンチ出土石器

第33トレンチ出土勾玉

表面採集遺物

調査区出土瓦

図版7 真行寺廃寺跡表面採集瓦

# I はじめに

## 1 遺跡の位置と環境

島戸東遺跡の所在する成東町及び山武町は、千葉県の中央部東側に位置している。遺跡周辺の台地は、作田川、境川、木戸川などの太平洋に流入する河川によって区切られている。本遺跡の所在する台地は木戸川と境川に挟まれ、両河川に注ぐ支流によって樹枝状の台地が発達している。本遺跡は境川に面した台地上に位置する。

本地域には旧石器時代から中・近世まで数多くの遺跡が所在する。特に古墳時代については、真行寺古墳群をはじめとして、麻生新田古墳群、板附古墳群<sup>1)</sup>、胡摩手台古墳群<sup>2)</sup>等、数多くの古墳群が分布しており、注目される地域である。近年では、隣接の山武町島戸境遺跡内で前期古墳の島戸境1号墳<sup>3)</sup>が発見され、発掘調査が行われている。また、島戸境遺跡の確認調査では、古墳時代後期の集落跡が確認されている<sup>4)</sup>。

本遺跡は、真行寺廃寺跡との間に小支谷を挟んだ北西隣の台地上に位置する。真行寺廃寺跡<sup>5)</sup>は、「武射寺」の墨書き土器が出土したことから、古代武射郡の都寺と考えられている寺院跡である。郡名寺院の近隣に都衙が存在する可能性は高く、本地域一帯が武射郡の中心域であろうと考えられていた。周辺の奈良・平安時代の遺跡（第1図）には、真行寺廃寺跡のほかに、小川廃寺跡・湯坂廃寺跡・比良台遺跡<sup>6)</sup>・栗焼拂遺跡<sup>7)</sup>・真行寺遺跡<sup>8)</sup>などがある。

本遺跡付近の標高は49m前後である。一帯は畠地・山林が主体で、一部が宅地となっている。



## 2 これまでの調査の概要

本遺跡は今までに、5回にわたって発掘調査が実施されている。

最初は、平成3年1月に宅地造成に伴い、(財)山武郡市文化財センターが600m<sup>2</sup>の本調査<sup>10)</sup>を実施している。検出遺構は掘立柱建物跡2棟と溝跡3条である。掘立柱建物跡は2棟とも大型で、主要な建物(B-2)とそれを囲む回廊(B-1)と考えられた。B-1は柱掘形が直径1m前後、深さ1.0m~1.4mで、調査区内で4間分が検出された。柱間は桁行2.7m、梁行3.9m前後である。B-2は柱掘形が直径1m~1.3m、深さ1.0m~1.4mである。検出部分から想定された規模は、桁行6間、梁行4間ないし5間で、柱間は桁行2.7m、梁行2.1m前後である。また、溝跡のうち、M-3からは多量の鉄滓が出土した。調査区全体で52.4kgになり、近接地に鍛冶工房が存在する可能性が指摘されている。

第2回~5回の発掘調査は、官衙関連遺跡確認調査の一環として、平成9年度~平成12年度に当センターが千葉県教育委員会の委託を受けて行った調査である。平成9年度の第1次調査は、平成3年に検出した上総国武射郡衙の郡庁・正倉跡等と考えられる遺跡中枢部の検出と、遺跡範囲の把握を目的に実施した(第1~8トレンチ)<sup>10)</sup>。平成10年度の第2次調査は、過去2回の調査で検出された遺構の中で、遺跡中枢部と考えられる部分の周辺を調査し、各遺構群の性格をより明確にさせることと、遺跡範囲の西端・南端の把握を目的に実施した(第9~15トレンチ)<sup>11)</sup>。平成11年度の第3次調査は、過去3回の調査で検出された遺構の中で、遺跡中枢部と考えられる部分の周辺をさらに調査し、各遺構群の性格をより明確にさせることを目的とした(第16~23トレンチ)<sup>12)</sup>。平成12年度の第4次調査は、過去4回の調査で検出された遺構の中で、遺跡中枢部と考えられる部分の周辺をさらに調査し、各遺構群の性格をより明確にさせることと、遺跡範囲の北端・西端の把握を目的に実施した(第24~29トレンチ)<sup>13)</sup>。

第1次調査で検出された遺構は、奈良・平安時代の掘立柱建物跡7棟(SB1~5・8・9)、基壇2基(SB6・7)、棚列跡2列(SA1・2)、溝10条(SD1~8・10~11)、足場ピット及び柱穴多数である。ほかに、弥生時代後期竪穴住居跡1軒(SI1)、古墳時代後期竪穴住居跡9軒(SI2~7・9~11)、溝1条(SD9)である。

調査の結果から、掘立柱建物跡群の中でも幾つかの核となる区域が確認された。第4トレンチの南半部及び第7トレンチで、多くの大型建物跡の集中を確認し、東西棟の建物跡で3間×5間の掘立柱建物跡(SB1)を検出した。この掘立柱建物跡は、ほぼ同一の場所で2回の建替えがあったと考えられ、一時期には礎石建物であった可能性も考えられる。このほかに、溝を有する棚列跡1条(第8トレンチSA2・SD1)、規模は不明であるが掘立柱建物跡と考えられる遺構3棟を検出した。第5トレンチでは掘立柱建物跡の重複が認められ、大型建物跡が点在することが分かった。第3トレンチでは、東側で一連の掘立柱建物跡群が確認された。また、トレンチの中央・西側にはほとんど遺構が無く、同所に大きな空閑地が存在する可能性が認められた。第2トレンチでは、掘立柱建物跡の柱穴と重複して掘込地業を有する基壇跡を2基検出し、基壇群が存在する可能性が明らかになった。

郡衙関連の遺跡範囲については、北は第1トレンチ南部のSD11から南は第4トレンチの南端部よりもさらに南方まで伸び、南北の直線距離は100mを越える。東西は、第5トレンチの西端から第2トレンチb区まで185mを測り、さらにY字路断面の掘込地業遺構まで含めると350m以上で、1町×3.5町以上の規模に達することが明らかとなった。

第2次調査で検出された遺構は、奈良・平安時代の掘立柱建物跡5棟(SB8~12)、竪穴住居跡2軒(SI21~

22), 構造跡 2 列 (SA 1・2), 溝跡 7 条 (SD 1・4~6・12~14), 性格不明構造 4 基 (SX 1~4), 柱掘形多数である。ほかに、弥生時代後期から古墳時代初頭の竪穴住居跡 4 軒 (SI14・15・19・20), 古墳時代後期竪穴住居跡 12 軒 (SI12・13・16~18・20・23~28) である。

第14トレンチからは回廊状建物跡 (B-1) と掘立柱建物跡 (B-2) 及び第3トレンチで検出された「コ」字状に配列される形の掘立柱建物跡 (SB 8・9) が検出された。また、第13・15及び第8トレンチで検出された大型の溝 SD 1 の方向が「コ」字状掘立柱建物跡群の SB 8 とほぼ同軸であるので、この区域が郡庁域である可能性が想定された。さらに、「コ」字状建物配置は東側にも同様の長舎建物が並ぶ可能性があり、全体として「ロ」字状建物配置になる可能性が指摘された。

遺跡の範囲南限については、第12トレンチ周辺に浅い谷が入ることが判明し、第11トレンチに南限溝と考えられる SD 14 を検出している。西限は、第9トレンチで掘立柱建物跡が無く、奈良時代と平安時代の竪穴住居跡各 1 軒を検出したことから、この付近までは掘立柱建物跡が分布しないと考えられた。また、第10トレンチの東端部に掘立柱建物跡の柱穴がまとまって検出しているので、この東端付近に西側の境がある可能性が指摘された。以上から郡衙関連遺跡の広がりは、南北については第1トレンチ南部の SD 11 から第11トレンチの SD 14 までの直線距離 127m、東西については、第10トレンチの東端から第2トレンチ b 区までの 225m であり、さらに Y 字路断面の掘込地業構造まで含むと 420m 以上の規模と推定される。

第3次調査で検出された遺構は、奈良・平安時代の掘立柱建物跡 4 栋 (SB13・15・18・19), 基壇状遺構 4 基 (SB14・16・17・20), 竪穴住居跡 3 軒 (SI34~36), 溝跡 6 条 (SD 7・8・15~18), 土坑 1 基 (SK 1), 掘立柱掘形多数である。ほかに、弥生時代後期竪穴住居跡 2 軒 (SI30・31), 古墳時代後期竪穴住居跡 4 軒 (SI 8・32・33・37), 中近世の炭窯跡 1 基 (SO 1), 溝跡 1 条 (SD19), 土坑 1 基 (SK 2) である。

第19・21・22トレンチからは、回廊状建物跡 (B-1) と掘立柱建物跡 (B-2) 及び第3・14トレンチで検出された掘立柱建物跡 (SB 8・9) と「ロ」字状に配列される形で掘立柱建物跡 (SB15) が検出された。「ロ」字状掘立柱建物跡群の規模は東西約 54m, 南北約 41m で、郡庁の建物群と考えられる。第18・21トレンチからは、「ロ」字状掘立柱建物跡群を構成する掘立柱建物跡を埋め戻した基壇状遺構 (SB14・17) が検出された。これらは、平成 9 年度調査の第2トレンチの SB 6・7 及び第19・20トレンチの SB18, 第23トレンチの SB20 の基壇状遺構とともに基壇群を構成すると考えられる。特に、SB 6・7・14・17・20 は南北に 1 列に配置されている。基壇状遺構に共通することは、掘立柱建物跡を埋め戻して構築されていることである。よって、基壇群が郡衙に伴う正倉群と考えると、郡庁 (B-1 等) の移転が想定される。郡庁及び付属施設の掘立柱建物跡を埋め戻し、整地して SB 6 等の正倉群が再構成されたと考えられる。大型掘立柱建物跡 (SB 1) 周辺では、第16トレンチから SB13 が検出されている。また、周辺に掘立柱掘形が多く検出され、SB 1 を中心にかなりの規模の掘立柱建物跡群が存在したことが確認され、B-1 から移転した郡庁の可能性が指摘された。これにより、郡衙が前期、後期の 2 時期に分かれる可能性が明らかになった。

第4次調査で検出された遺構は、奈良・平安時代の掘立柱建物跡 1 栋 (SB21), 基壇状遺構 1 基 (SB22), 溝跡 7 条 (SD 8・20~26), 道跡 2 条 (SD29・31), 掘立柱の柱穴多数である。ほかに、古墳時代前期竪穴住居跡 3 軒 (SI38・39・41), 古墳時代後期竪穴住居跡 1 軒 (SI40), 中近世の溝跡 2 条 (SD27・28), 道跡 3 条 (SD30・32・33) である。なお、この遺構数は過年度の遺構の続きを発掘している部分もあり遺構番号が重複する。

第24トレンチからは、SB 1 と同等の掘立柱建物跡 (SB21) を SB 1 の南隣に検出し、後期郡庁跡の構造

がより明らかになった。また、後期郡衙跡の区画施設と考えられる溝跡（SD22・25）が第25トレンチ西端に検出された。前期郡衙跡については、第26トレンチで、区画溝跡（SD1）の延長上にSD23が検出された。

以上の結果から、前期郡衙跡は方形区画と仮定すると、方位がN-35.5°-W、規模が南北約310m、東西約365mと推定された。また、正倉群跡は規模を千葉県我孫子市日秀西遺跡「コ」字状正倉群と同規模と仮定すると、長辺約160m、短辺約70mの方形範囲になり、方位は前期郡庁跡西辺2棟（B-1・SB8）と同一方位と仮定するとN-31.5°-Wになる。位置的には遺跡東部の掘込地業を南東端の正倉跡として配置した。なお、郡衙跡方形区画の規模はB-1・SB8とSD1との距離（約50m）をもとに設定した。

後期郡衙跡も同様に、規模、施設の配置が推定された。方位はN-2°-E、規模は南北約340m、東西約260mである。正倉群跡はSB6・7・14・17・20の位置をもとに推定し、方位はN-0.5°-Eで、規模は前期と同様とした。郡衙跡方形区画の規模はSB21とSD22との距離（約45m）をもとに設定した。

郡庁跡の構造は、前期が2間×6間規模の掘立柱建物6棟が直列に2棟ずつ「ロ」字状に配置される構造で、規模は東西約54m、南北約41m。方位は、N-34.5°-Wと推定された。後期はSB1の南側にほぼ同方位、同規模の掘立柱建物跡SB21が検出され、北側と同様に南側も溝で区画されるるとすると、規模は東西約37m、南北約47m。方位がN-5°-Eで、3間×5間の掘立柱建物跡が「二」字状に配置される構造と推定された。また、SD22・25出土の土師器高台付壙から後期郡衙が10世紀代には終了している可能性があると判断した。

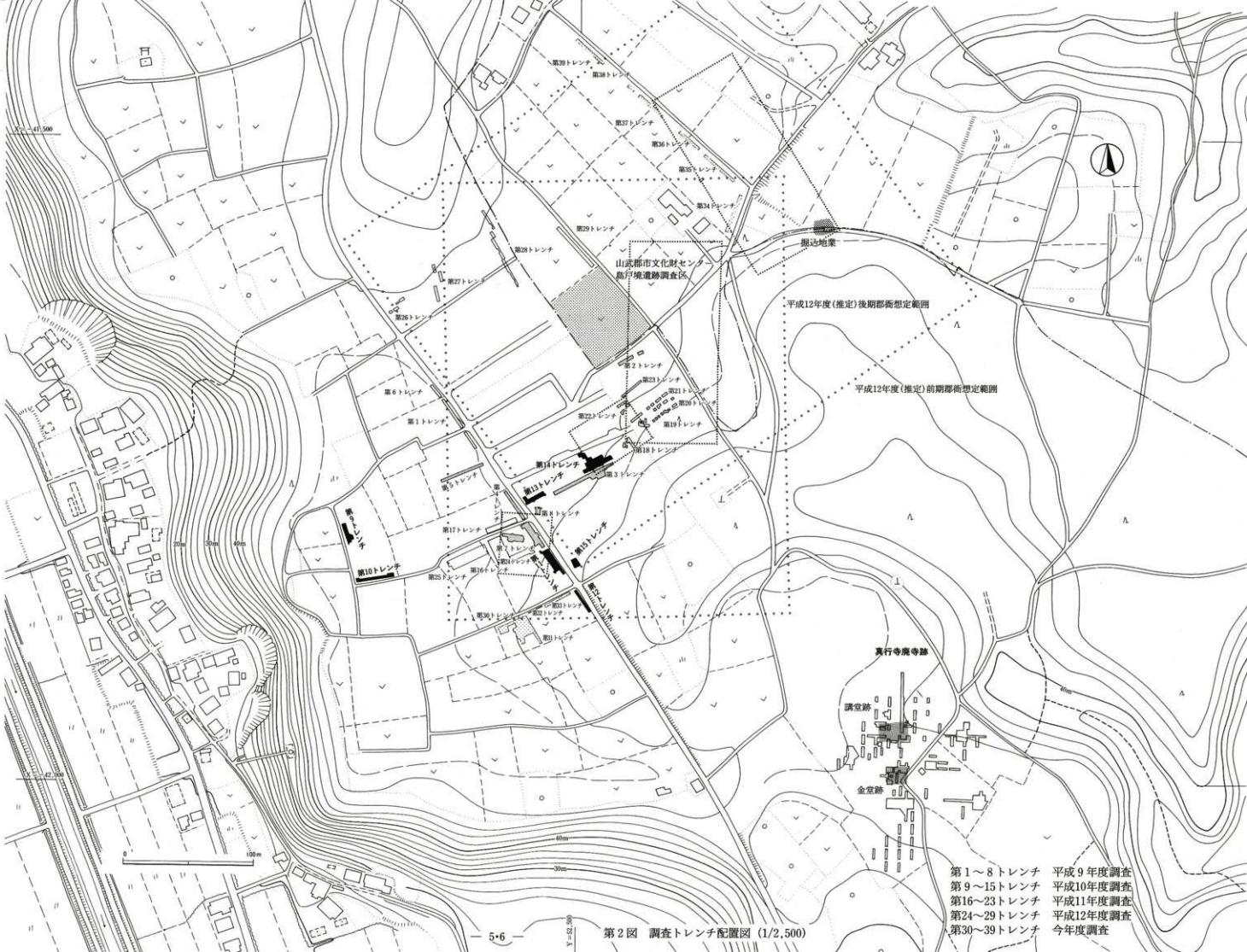
遺物については、今までの調査では具体的に官衙を示すものは検出されなかった。奈良・平安時代の遺物としては、土師器、須恵器、瓦、鉄製品、鉄滓がある。堅穴住居跡に伴うものがほとんどと考えられる。瓦については少量で、各トレンチに分散して検出されているため、検出した掘立柱建物跡の屋根に利用されてはいなかったと考えられる。なお、検出した瓦片はすべて真行寺廃寺跡で出土がみられる種類である。鉄滓については多くのトレンチで検出され、ほとんどが鍛冶滓である。

特徴的な遺物として、墨書き器と転用鏡がある。墨書き器は平成9年度調査で2点、平成10年度調査で1点、平成11年度調査で1点、平成12年度で3点出土している。平成9年度出土は土師器高台付壙の底部で、文字は「家」、須恵器壙の底部で、文字は「吉」である。平成10年度出土品は判読不明、平成11年度出土品も判読不明である。平成13年度出土は土師器壙の底部である。文字は、1点が「子」と考えられ、他の2点は破片で判読不能である。

転用鏡は平成9年度調査で2点、平成10年度調査で3点、平成11年度調査で1点、平成12年度で3点出土している。平成9年度出土は2点とも須恵器壙の胴部片利用であり、平成10年出土は1点が須恵器壙の胴部片利用、平成11年度出土は須恵器高台付盤、平成12年度出土は2点とも須恵器壙の胴部片である。

## 注

- 1 千葉県教育委員会 1998 『千葉県埋蔵文化財分布地図(2)-香取・海上・匝瑳・山武地区(改訂版)』
- 2 萩原恭一 1995 『山武町胡摩手台16号墳発掘調査報告書』 千葉県教育委員会
- 3 平山誠一・椎名信也 1994 『島戸境1号墳』 山武町教育委員会
- 4 山武町教育委員会 1991 『島戸境遺跡』 『平成2年度 山武町内遺跡群発掘調査報告書 島戸境遺跡 道祖神前遺跡 旭山遺跡 岩ノ谷台遺跡 上戸田遺跡』



- 5 沼澤 豊 1982 「成東町真行寺廃寺跡確認調査報告書」 千葉県教育委員会・財団法人 千葉県文化財センター  
沼澤 豊ほか 1983 「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告書」 財団法人 千葉県文化財センター  
天野 努・今泉 潔ほか 1984 「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告書」 財団法人 千葉県文化財センター  
谷川章雄ほか 1985 「成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告書－鍛冶工房址の調査－」 成東町教育委員会
- 6 山口直人 1992 「比良台遺跡」「比良台遺跡群 比良台・八坂台・真赤土遺跡」 財団法人 山武都市文化財センター
- 7 加藤修司 1998 「千葉東金道路（二期）埋蔵文化財調査報告書 1－山武町栗焼棒遺跡－」 財団法人 千葉県文化財センター
- 8 財団法人 山武都市文化財センター 1997 「真行寺遺跡」「財団法人山武都市文化財センター 年報 №13」
- 9 山口直人 1994 「鳩戸東遺跡」「財団法人山武都市文化財センター 年報 №9付編調査報告」 財団法人山武都市文化財センター
- 10 小林信一 1998 「成東町鳩戸東遺跡発掘調査報告書」 千葉県教育委員会
- 11 小林信一 1999 「成東町鳩戸東遺跡第2次発掘調査報告書」 千葉県教育委員会
- 12 香取正彦 2000 「成東町鳩戸東遺跡第3次発掘調査報告書」 千葉県教育委員会
- 13 香取正彦 2001 「成東町・山武町鳩戸東遺跡第4次発掘調査報告書」 千葉県教育委員会

## II 調査の概要

### 1 調査区の設定

今回の調査は第5次調査であるので、これまでの調査で検出した郡衙関連遺構の周辺の状況を明らかにする目的で、次の2地点にトレンチを設定し、調査を実施した。

平成9年度及び平成12年度の調査で検出した大型掘立柱建物跡（SB1・21）を主体とする郡衙跡の南限を確認するために、第7・24トレンチの南約40mの地点に、第30～33トレンチをほぼ東西に設定した。

郡衙跡の北限及び東限を確認するために、台地の北部に第34～39トレンチを設定した。特に、第35～39トレンチは、郡衙を区画する溝等の遺構検出を目的に、できるだけ南北方向に連続して設定した。

### 2 調査の経過

10月1日は雨天のため作業ができなかった。10月2日 機材搬入、テント等設営と発掘区の設定を行った。第30・31トレンチの発掘を開始した。平成9年度及び平成12年度の調査で検出した大型掘立柱建物跡（SB1・21）と同規模の掘立柱跡を検出した。

3日 第32・33トレンチの発掘を開始した。

4日 第32トレンチの実測及び、第30～32トレンチの写真撮影を行った。北部の第34トレンチを設定し、発掘を開始した。

5日 第31トレンチの実測を行った。第35トレンチの発掘を開始し、掘立柱建物跡の一部及び溝状遺構を確認した。

11日 第36・37トレンチの発掘を開始した。

16日 第38・39トレンチの発掘を開始した。

19日 第30・31トレンチを拡張し、総柱掘立柱建物跡（3間×5間）を1棟検出した。

22日 第36・38トレンチの実測・写真撮影を行った。第30・31トレンチ拡張区の精査を行った。

23日 第36トレンチの実測を行った。

24日 第33・37～39トレンチの実測・写真撮影を行った。第34トレンチで溝状遺構及び掘立柱建物跡の一部を確認した。

25日 第30・31トレンチ拡張区総柱掘立柱建物跡の写真撮影を行った。第34トレンチの遺構の精査を行った。

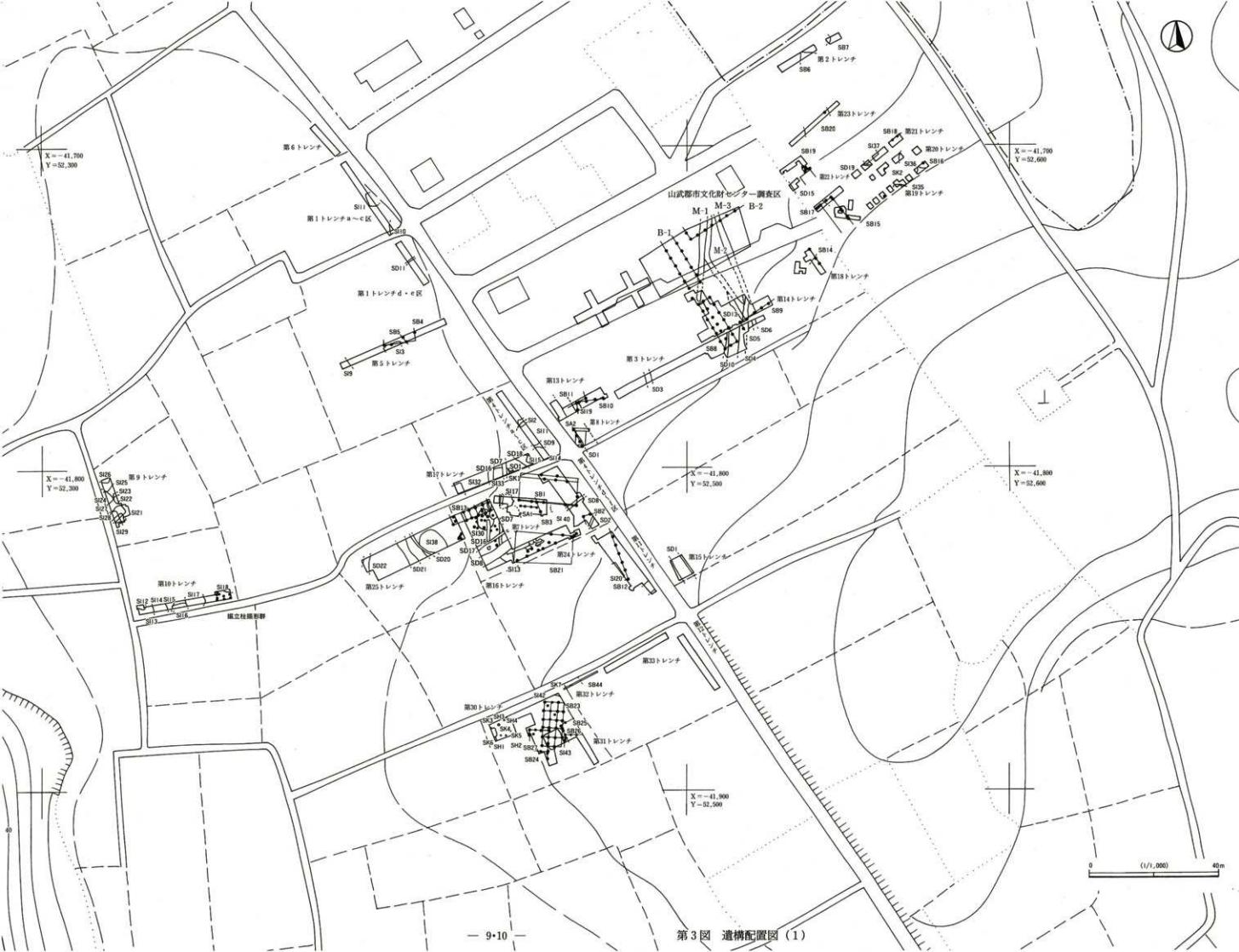
26日 第30・31トレンチ拡張区総柱掘立柱建物跡及び、第34トレンチの実測・写真撮影を行った。近隣在住者及び調査区地権者を対象に現地説明会を実施した。

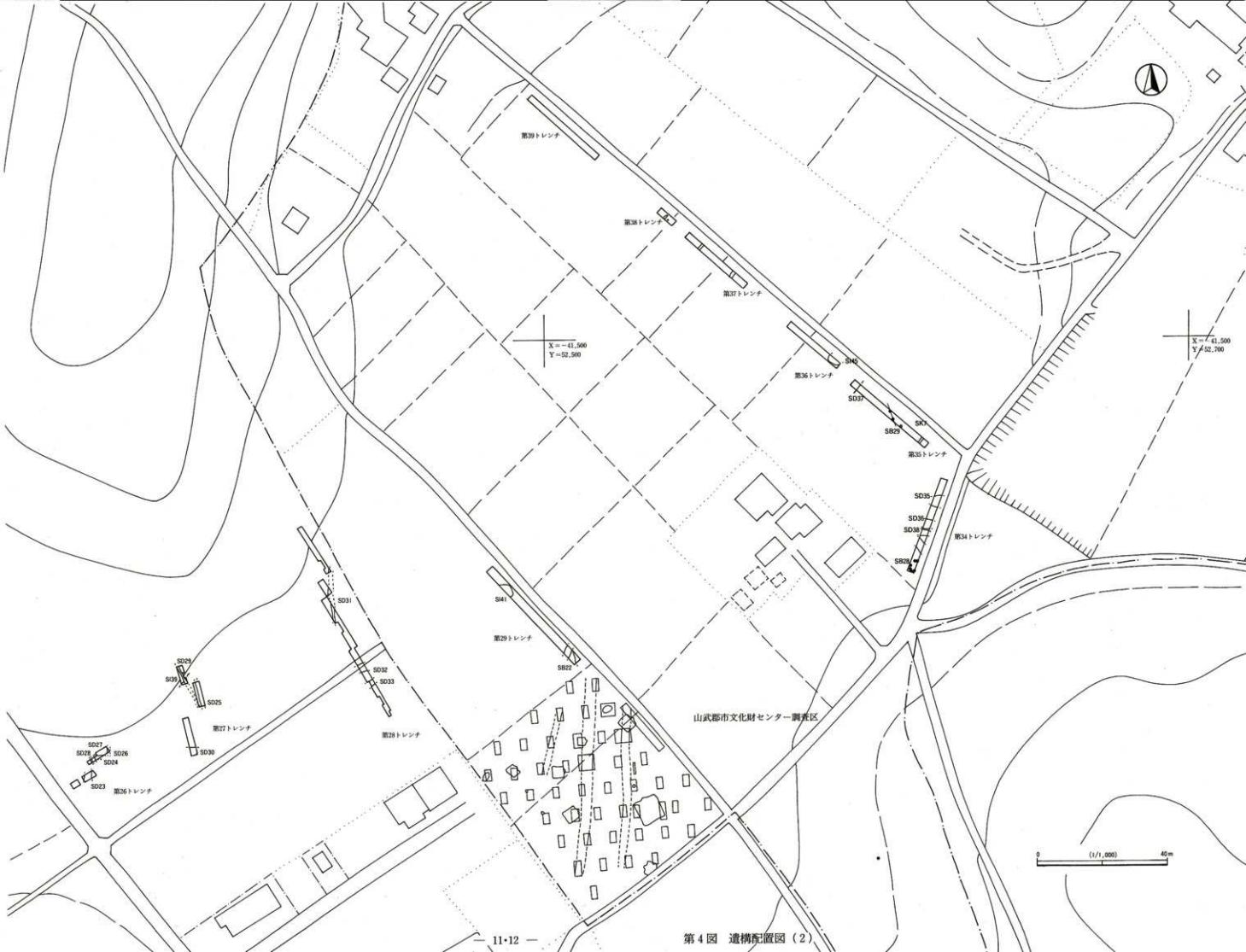
29日 第30・31トレンチ拡張区総柱掘立柱建物跡及び、第34トレンチの実測を行った。トレンチの埋め戻しを開始した。

30日 第34トレンチの実測を行った。第35～39トレンチの埋め戻しを行った。

31日 第34トレンチの実測を行った。トレンチの埋め戻しを完了し、あとかたづけ及び、テント等器材を撤収し、現場作業を終了した。

11月1日から整理作業を開始し、12月28日にすべての作業を終了した。





第4図 遺構配置図(2)

### III 遺構と遺物

確認調査のため、遺構の種別及び時期については、遺構検出面の観察及び検出面出土の遺物により判断した。規模、深さは、検出面での計測値で、ピンポールによる深さの計測値には約を付けた。溝跡など一部の遺構については、サブレンチなどの小範囲の調査を加え、より明確な種別、時期の把握に努めた。

トレンチの番号及び遺構の番号は昨年度調査からの連番としている。また、前年度で想定した郡衙跡をそれぞれ、(推定)前期郡衙跡、(推定)後期郡衙跡と呼称し、それぞれに所属する施設跡を(推定)と付して同様に呼称する。

#### 第30~33トレンチ(第5~8図 図版2~6)

本トレンチは、平成12年度調査において推定した後期郡衙の南限を確認するために設定した。第30・32・33トレンチはほぼ東西に、第31トレンチは第30・32トレンチに直交するように南北に設定したが、第30・31トレンチから大型掘立柱建物跡(SB23)が検出されたので、全体を検出するために拡張を行った。第30・31トレンチ及び拡張区の検出遺構は、古墳時代前期堅穴住居跡2軒(SI42・43)、奈良・平安時代掘立柱建物跡5棟(SB23~27)、土坑4基(SK3~6)、ピット4基(SH1~4)、掘立柱の柱穴多数である。

SI43は平面形が方形で、規模は5.2m×4.9mである。カマドではなく、出土遺物から古墳時代前期と考えられる。SB23は、桁行5間、梁行3間で、桁行長13.6m、梁行長6.0mである。総柱構造で、倉庫跡と考えられる。方位はN-2.5°-Eである。柱掘形は平面形が略円形で、規模は径1.05m~1.2m、深さは1m以上である。SB24は梁行または桁行が1間以上で、柱間は2.4mである。側柱構造で、柱通りの方位はN-7°-Eである。柱掘形は平面形が円形で、規模は径1.1m~1.3m、深さは約0.3mである。SB25は梁行または桁行が2間以上で、柱間は2.1mである。側柱構造で、方位はN-27°-Wである。柱掘形は平面形が円形で、規模は径0.6m~1.1m、深さは約0.4mである。SB26は桁行が1間以上、梁行が1間以上で、桁行長2.7m以上、梁行長2.1m以上である。側柱構造で、方位はN-4°-Wである。柱掘形は平面形が円形で、規模は径0.65m~0.8m、深さは約0.3mである。SB27は梁行3間、桁行4間以上で、桁行長9.4m、梁行長6.0mである。側柱構造で、方位はN-1°-Eである。柱掘形は平面形が円形で、規模は径1.1m、深さは約0.6mである。柱痕はSB23・24・26のそれぞれ1穴を除いて、全ての柱穴に確認された。抜取り痕は検出されなかった。円形で、径は、推定20cm~50cmである。

掘立柱建物跡付近には柱穴、ピットが多く所在し、他にも、建替え等で掘立柱建物跡が存在する可能性がある。また、SB23の外周付近には足場跡と考えられるピットが検出されている。

土坑、ピットは調査区西部で検出された。平面形はほぼ円形で、掘立柱建物跡の可能性が考えられるが、規模、土層から土坑、ピットと判断した。

第32トレンチは幅60cmの細いトレンチであるが、堅穴住居跡1軒(SI44)、土坑1基(SK7)を検出した。第30・31トレンチの掘立柱建物跡群はここまで広がっていないと考えられる。

SI44は平面形は梢円形と考えられ、規模は全体が検出されないので、不明である。深さは約0.4mで、覆土の状態から古墳時代前期と考えられる。SK7は平面形は梢円形で規模は長径0.6m以上、短径1.0m、深さは約0.2mである。

第33トレンチでは明瞭な遺構は検出されなかった。現在はほぼ平坦であるが、断面の土層から、台地平

坦部の縁部分であることが確認された。また、検出した部分は縁がやや堤状に盛り上がっている。ここから東側は真行寺廃跡が所在する台地との間の谷である。

出土遺物は土師器、須恵器、瓦、鉄滓である。

**第30トレンチ出土遺物**：1は土師器坏である。ロクロ未使用で、口縁部にヨコナデ、体部にヘラケズリが施される。2は土師器甕の底部である。小型でヘラケズリが施される。3・4は須恵器坏蓋である。3は縁部内側にかえりを持つ。4は縁部にかえりを持つ。

**第31トレンチ出土遺物**：1は土師器の坏である。ロクロ未使用で、口縁部外外面に赤彩が施される。2は須恵器の坏である。ロクロ成形で、ロクロ痕が明瞭である。3・4は須恵器甕の胴部片である。外面に叩き目が施される。3は内面に同心円状の當て具痕がある。5は平瓦片である。凹面に布目がある。

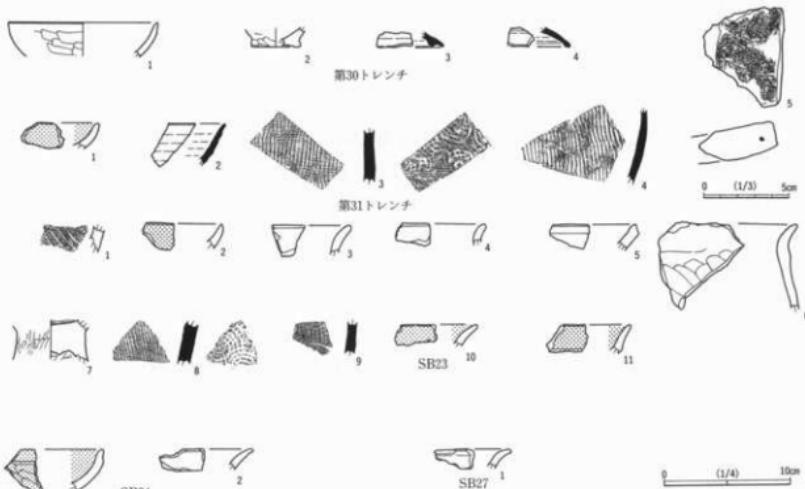
**SB23出土遺物**：1は土師器で、古墳時代初頭と考えられ、単節の繩文が施される。2は土師器坏の口縁部である。ロクロ未使用で、外面に赤彩が施される。3～5は土師器甕の口縁部である。3・4の口縁は丸く、5はやや受け口状になる。3・4は7世紀代、5は8世紀後半代と考えられる。6は土師器甕と思われる。口縁部は外反する。口縁部にヨコナデ、胴部にヘラケズリが施される。7世紀代と思われる。7は土師器高坏の接続部分である。脚部はヘラナデが施され、坏部内面にはヘラミガキが施される。8・9は須恵器甕の胴部片である。外面に叩き目が施され、8は内面に同心円状の當て具痕がある。

10・11は土師器高坏の口縁部と思われる。外反し、外外面に赤彩が施される。

**SB24出土遺物**：1は土師器坏である。外面に稜を有して、口縁部が直立し、口唇部がわずかに外反する。外外面に赤彩が施される。2は土師器甕の口縁部である。

**SB27出土遺物**：1は土師器甕の口縁部である。

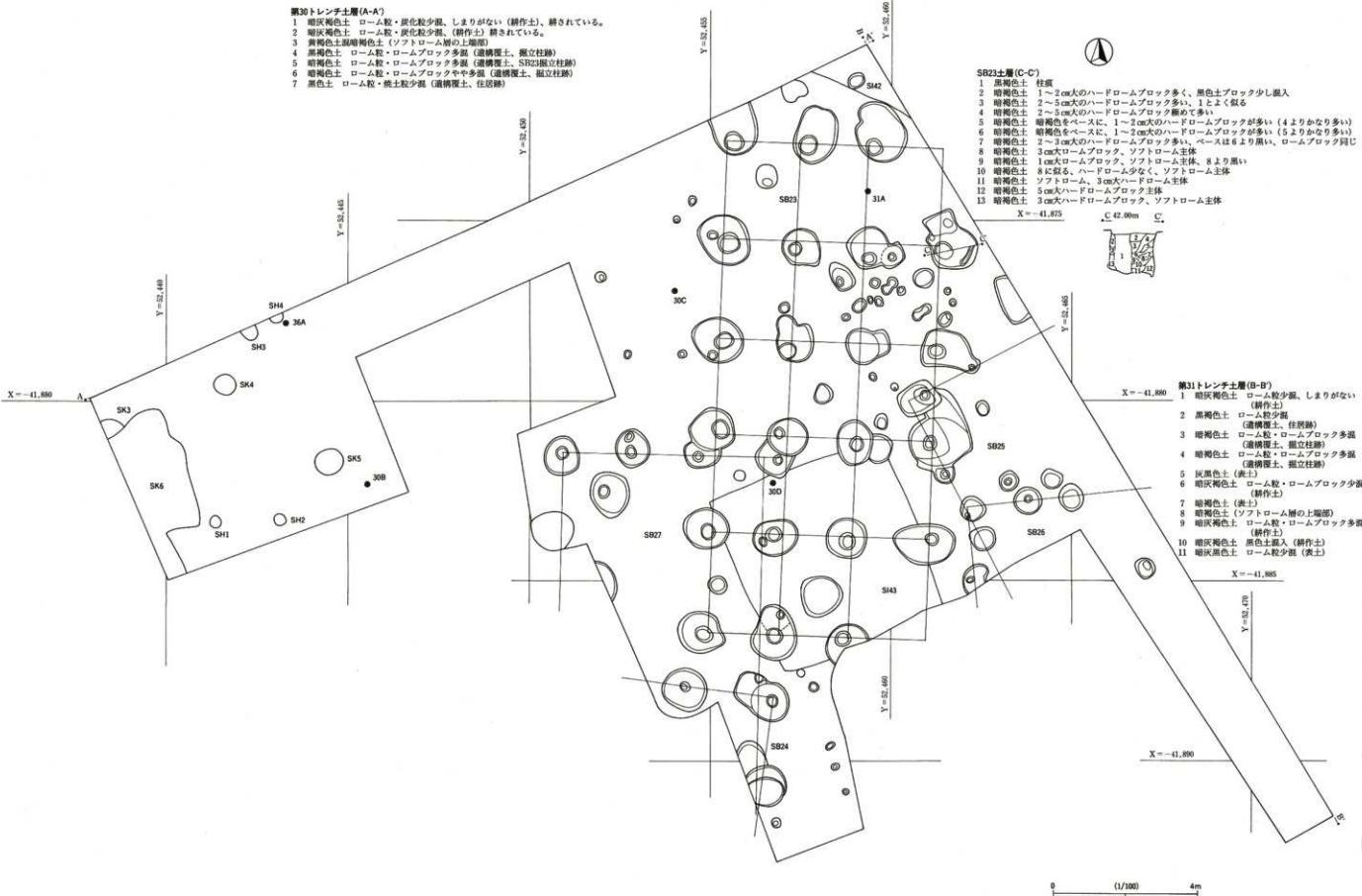
鉄滓が第30・31及び拡張区から7点、総重量124.8g出土しているが、金属反応はなかった。

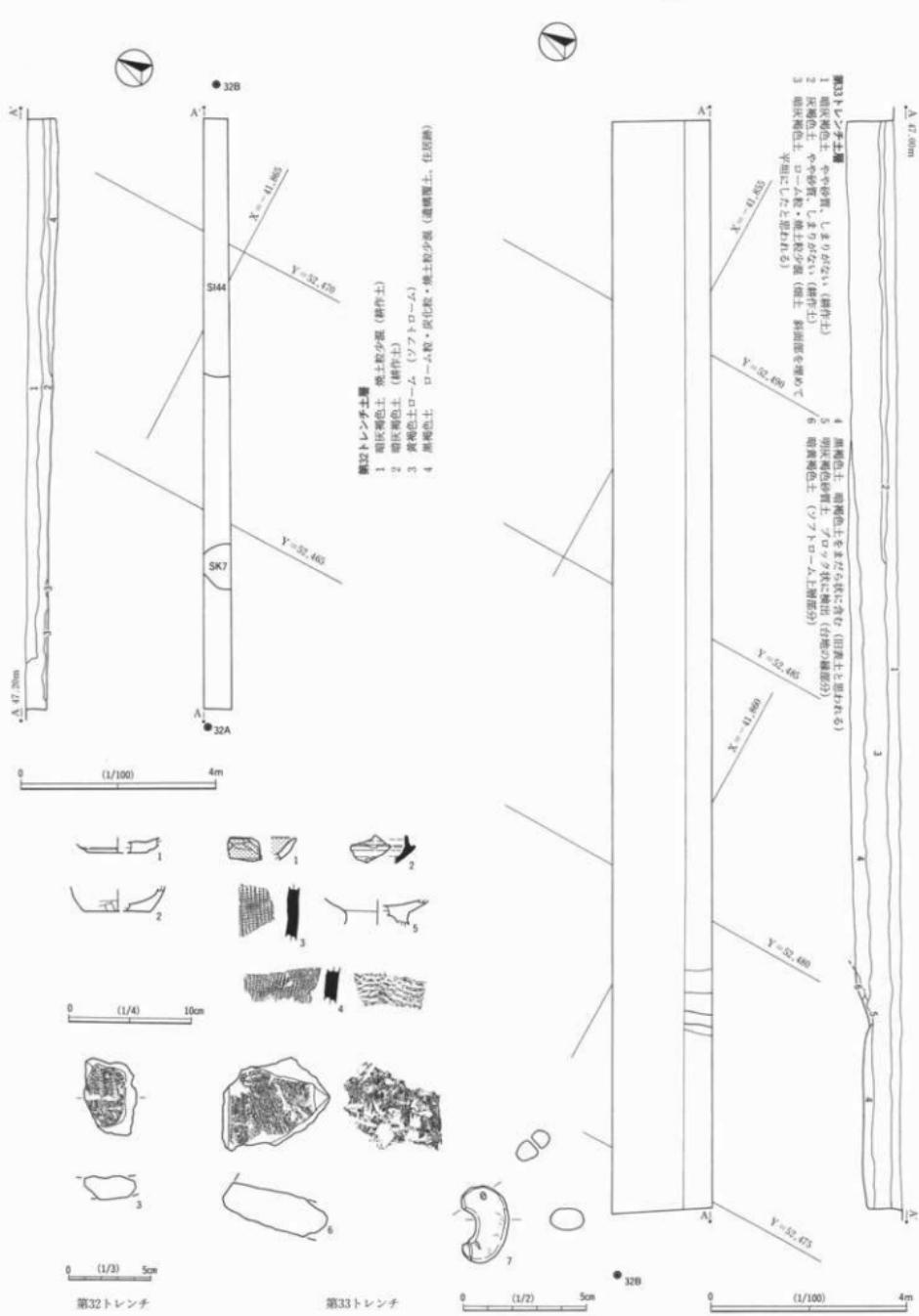


第6図 第30・31トレンチ及びSB23・24・27出土遺物実測図

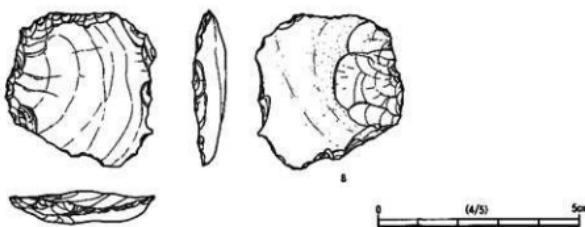
A 48.00m

A





第7図 第32・33トレンチ遺構・出土遺物実測図



第8図 第33トレンチ出土遺物実測図

第32トレンチ出土遺物：1は土師器坏の底部である。ロクロ成形で、やや突出する。2は土師器小型壺の底部である。ヘラケズリが施される。3は平瓦片で、凹面に布目が施される。

第33トレンチ出土遺物：1は土師器坏の口縁部である。ヨコナデ及び内外面に赤彩が施される。2は須恵器坏の口縁部である。受け部を持ち、口縁部がやや内傾して立ち上がり、口唇部はほぼ直立する。3・4は須恵器壺の胴部片である。外面に叩き目が施される。4は内面に同心円状の当て具痕がある。5は土師器高台付坏の底部である。6は平瓦片である。凹面に布目、凸面に格子状の叩き目が施される。7は滑石製の勾玉である。頭部と尾部との差は小さく、厚みがあり、全体に丸みを持つ。8は旧石器時代石器である。楔形石器で、四辺に使用痕がある。

鉄滓が4点、総重量91.8g出土しているが、金属反応はなかった。

#### 第34トレンチ（第9・10図 図版3・5・6）

掘込地業検出地点から西へ約60mの位置である。検出構造は掘立柱建物跡1棟以上（SB28）、溝跡3条（SD34・35・36）、道跡1条（SD38）である。

SB28はトレンチ南端で検出された。規模は不明であるが、柱掘形の平面形はほぼ円形で、径1.1m以上の大型である。2棟以上の重複と考えられ、一部に埋め戻された跡があるので、建替えが行われた可能性が高い。

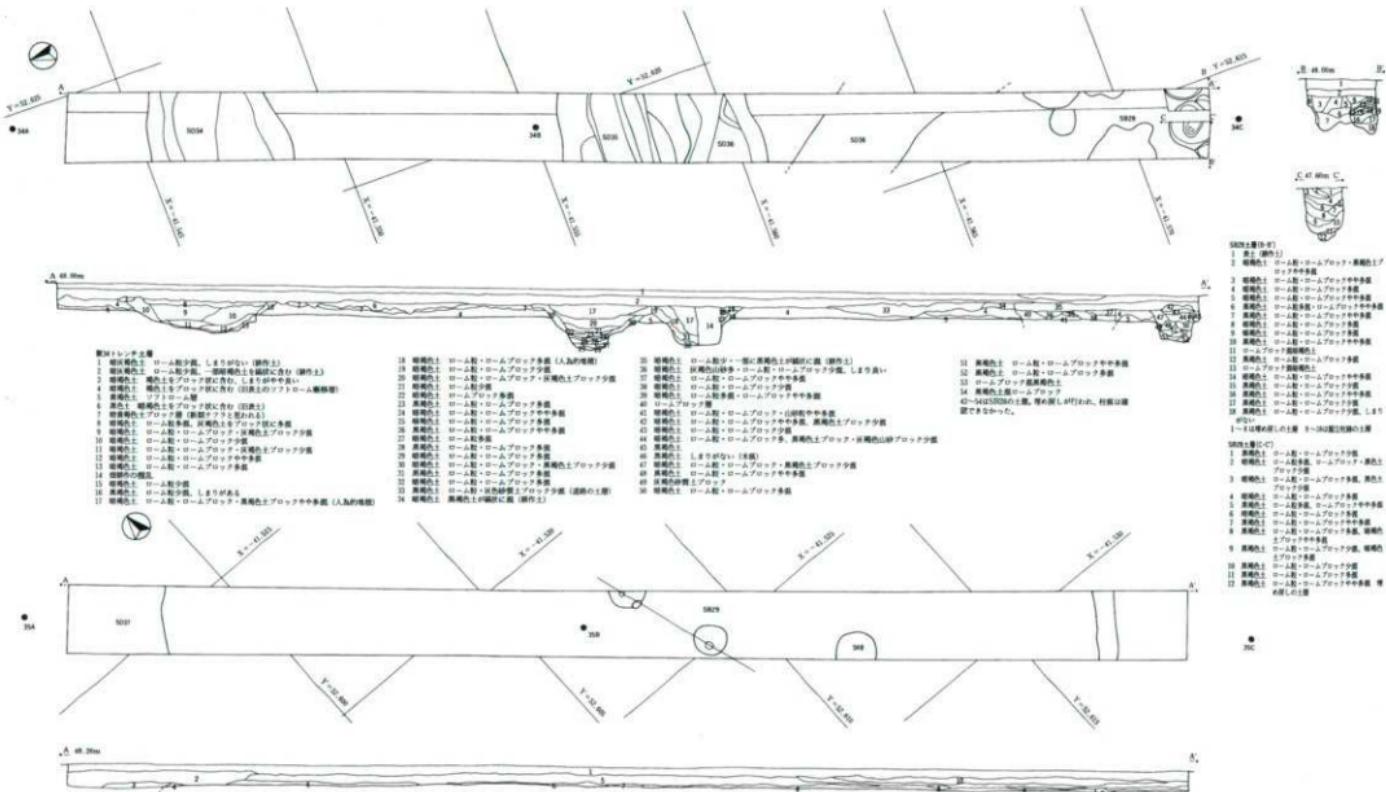
SD34はトレンチの北端で検出された。幅3.8m、深さ0.8mで、方向はほぼ東西である。

SD35・36はトレンチの中央に検出された。SD35は幅2.7m、深さ1.2m、SD36は幅2.3m、深さ1.1mである。幅がやや狭く、底面が平坦で、壁の立ち上がりが明瞭である。方向はほぼ東西である。

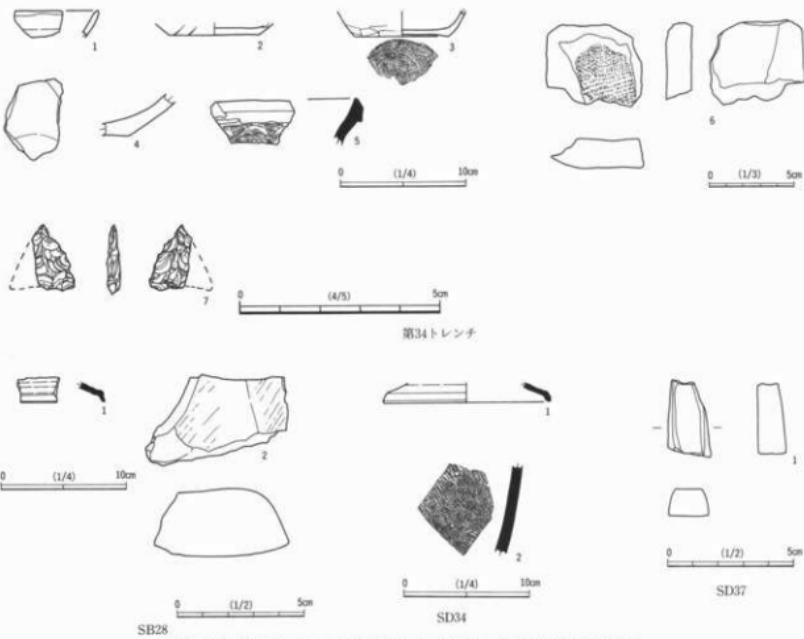
SD38はSD36の南隣に検出された。トレンチ東側の現道の延長上である。幅2.4mの浅い溝状で、深さ0.4mである。方向は北西から南東である。

第34トレンチ出土遺物：1は土師器坏の口縁部である。ロクロ未使用で、内外面に赤彩が施される。2・3は土師器坏の底部である。ロクロ成形で、ヘラケズリが施される。4は土師器壺の底部である。5は須恵器壺の口縁部である。折返し口縁で、波状文様が施される。6は平瓦片である。凹面に布目、凸面にヘラケズリが施される。7は縄文時代石鏃である。三角形で、基部にわずかに抉りが施される。黒曜石製である。

鉄滓が17点、総重量475.9g出土しているが、強い金属反応が3点、168.9g、弱い金属反応が3点、132.6gである。



第9図 第34・35トレンチ遺構実測図



第10図 第34トレンチ及びSB28・SD34・37出土遺物実測図

SB28出土遺物：1は須恵器壺蓋である。2は砂岩質の砥石片である。

SD34出土遺物：1は須恵器壺蓋である。2は須恵器壺の胴部片で、叩き目が施される。

鉄滓が4点、総重量69.8g出土しているが、強い金属反応が1点、34.9gである。

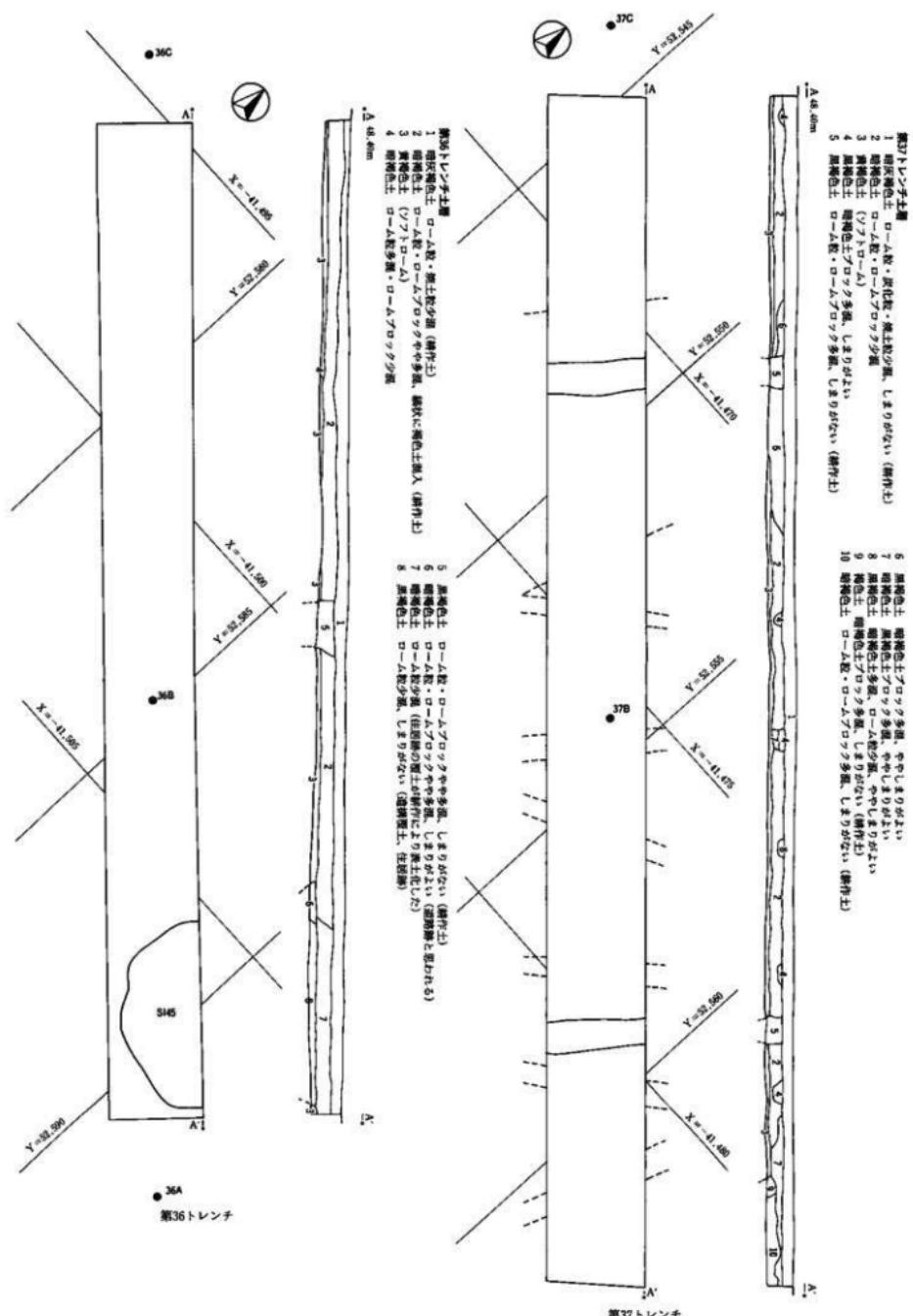
#### 第35トレンチ（第9・10図 図版3・5）

（推定）前期郡衙跡の北・東限を確認するために設定した。検出遺構は、掘立柱建物跡1棟（SB29）溝1条（SD37）、土坑1基（SK8）である。なお、トレンチ南端の溝状の掘込みは畑耕作によるものである。

SB29はトレンチ中央に検出された。規模は1間以上で、柱間は2.4mである。柱列の方位はN-17-Wである。柱掘形は平面形が円形で、規模は径0.9m、深さは約0.4mである。SD37はトレンチ北端で検出された。深さは0.3m以上で、方向は北東から南西である。SK8はトレンチ南部、SB29の南隣に検出された。平面形は円形で、径1.1mである。掘立柱跡の可能性もあるが、深さ15mで、覆土のしまりがないので、土坑と判断した。

出土遺物は、土師器壺片（古墳時代後期）、須恵器壺片（古墳時代後期）などがあるが、細片であった。

SD37出土遺物：1は凝灰岩質の砥石片である。



第11図 第36・37トレンチ遺構実測図

### 第36トレンチ（第11図 図版4）

（推定）前期郡衙跡の北・東限を確認するために設定した。検出遺構は、竪穴住居跡1軒（SI45）である。SI45の平面形は楕円形で、深さは約0.2mである。覆土から古墳時代前期と考えられる。

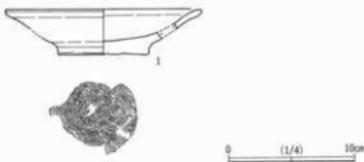
出土遺物は土師器甕片（古墳時代後期）、須恵器甕片（奈良・平安時代）、須恵器壺（奈良・平安時代）などがあるが、細片であった。

### 第37トレンチ（第11・12図 図版4・5）

（推定）前期郡衙跡の北・東限を確認するために設定した。畑耕作に伴う溝状の掘込みを検出した他は明瞭な遺構は検出されなかった。

出土遺物は土師器甕片（古墳時代後期）、須恵器甕片（奈良・平安時代）、土師器壺（奈良・平安時代）、土師器皿（平安時代）、陶器がある。

第37トレンチ出土遺物：1は土師器皿である。底部と口縁部は接合しないが、同一個体と判断して実測した。底部が高台状に突出し、回転糸切り離し無調整である。10世紀前半と考えられる。



第12図 第37トレンチ出土遺物実測図

### 第38トレンチ（第13図 図版4）

（推定）前期郡衙跡の北・東限を確認するために設定した。第37トレンチと同様に、耕作に伴う溝状及びピット状の掘込みを検出した他は、明瞭な遺構は検出されなかった。

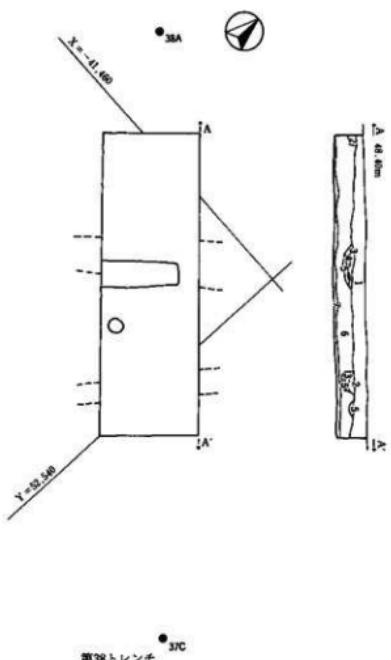
出土遺物は土師器甕片（奈良・平安時代）、土師器壺（奈良・平安時代）などがあるが、細片である。

### 第39トレンチ（第13図 図版4）

（推定）前期郡衙跡の北・東限を確認するために設定した。明瞭な遺構は検出されなかった。

出土遺物は土師器甕片（古墳時代後期、奈良・平安時代）があるが、細片である。

以上の他に、遺跡内で郡衙に関連した遺物が採取されたので、ここに掲載する



第38トレンチ

第38トレンチ土層

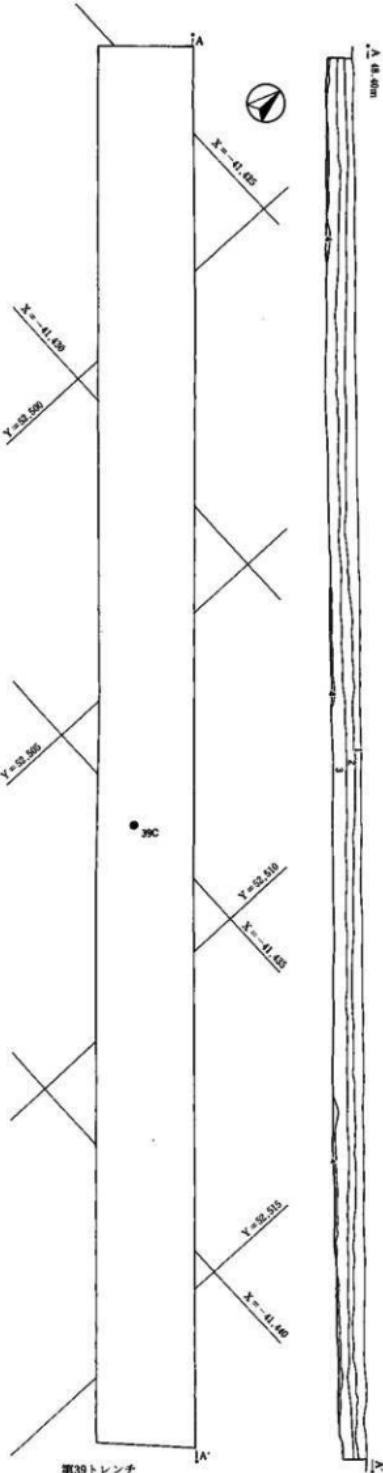
- 1 緩傾褐色土 ローム粒・炭化粒・鐵土粒少混、しまりがない（耕作土）
- 2 層褐色土 ローム粒・ロームブロック少混
- 3 黒褐色土 ローム粒少混
- 4 黒褐色土 暗褐色土ブロック層、ややしまりがよい
- 5 暗褐色土 黒褐色土ブロック層、ややしまりがよい
- 6 暗褐色土 ローム粒・ロームブロック少混（耕土）
- 7 黄褐色土（ソフトローム）

第39トレンチ土層

- 1 緩灰褐色土 ローム粒少混、しまりがない（耕作土）
- 2 緩灰褐色土 ローム粒・ロームブロック少混（耕作土）
- 3 暗褐色土 黄褐色土を縦状に混（耕作土）
- 4 黄褐色土（ソフトローム）

0 (1/100) 4m

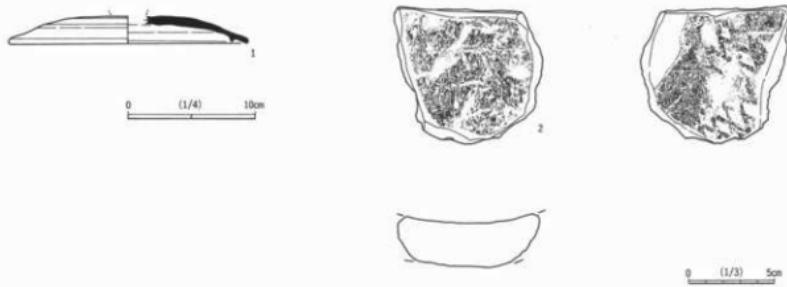
第13図 第38・39トレンチ造構実測図



第39トレンチ

表面採集遺物（第14図 図版6）

成東町に含まれる遺跡内で採取された。1は須恵器壺蓋である。縁部内面にかえりを持つが、かなり小さくなっている。天井部は回転ヘラケズリが施され、鉢が付くと考えられる。7世紀末から8世紀初頭の所産であろう。2は平瓦片である。凹面に布目、凸面に斜格子の叩き目が施される。

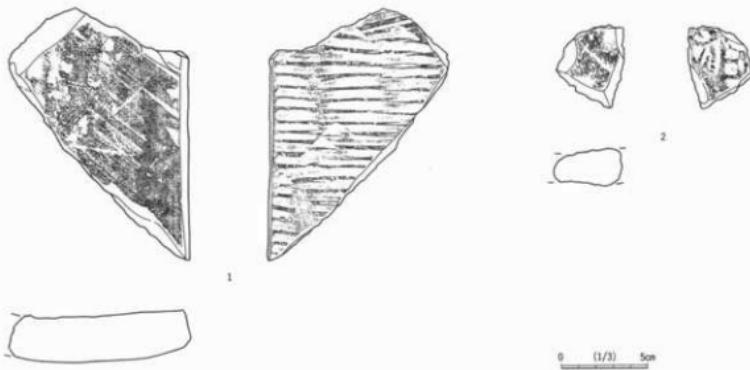


第14図 表面採集遺物実測図

真行寺廃寺跡表面採集遺物（第15図 図版7）

1・2は真行寺廃寺跡で採取された平瓦片である。1は凹面に布目、凸面に横方向の叩き目が施される。2は凸面に鳥形と思われる叩き目が施される。

以上が今回検出した遺構・遺物であるが、墨書き土器、転用硯は出土しなかった。



第15図 真行寺跡廃寺跡表面採集遺物実測図

## IV まとめ

今回の調査にあたり、これまでの調査で検出した郡衙関連遺構の周辺の状況を明らかにする目的で、次の2点について調査を実施した。一つは、平成9年度及び平成12年度の調査で検出した大型掘立柱建物跡を主体とする（推定）後期郡衙跡の南限を確認することであり、他は、（推定）前期郡衙跡の北限及び東限を確認することである。

その結果、（推定）後期郡庁に伴う倉庫跡群などが判明したが、それに伴い問題点も多くなった。ここでは、これまでの成果を整理し、また問題点について若干の展望を述べてまとめとする。

### 1 検出遺構

今回の調査で検出した遺構は、古墳時代前期の竪穴住居跡4軒（SI42～45）、奈良・平安時代の掘立柱建物跡7棟（SB23～29）、溝跡4条（SD34～37）、掘立柱掘形多数、中・近世の道跡1条（SD38）である。他に土坑6基（SK3～8）、ピット4基（SH1～4）である。

前回までの調査で、遺構からは郡衙としての体裁が整ったと考えられる。また「ロ」字状郡庁跡と基壇正倉群跡の重複関係から、郡衙跡が前期、後期の2時期に分かれる可能性が明らかになった。また、検出遺構から、それぞれの郡衙跡の範囲を推定した。

しかし、今回の調査で、（推定）後期郡衙跡の南限と推定された地区（第30～33トレンチ）からは区画遺構は検出されず、總柱構造の大型掘立柱建物跡（SB23）などの掘立柱建物跡群（SB23～27）が確認された。特に、SB23はSB1、SB21と同規模の柱穴を持ち、方位がほぼ同じなので、（推定）後期郡衙跡の郡庁に関連した倉庫跡の可能性が大きい。また、重複している掘立柱建物跡のうち、SB23～27の中では、SB23が最も新しいと考えられる。

以上から、（推定）後期郡衙跡の範囲は平成12年度の調査で推定した範囲よりも、さらに南に広がっていることが確認された。また、倉庫を伴うという郡庁の構造の一端が明らかになったと思われる。この掘立柱建物跡群の東側は、第32・33トレンチから現況よりもかなり傾斜していることが確認され、掘立柱建物跡群も東には広がっていない。よって、（推定）後期郡衙跡の郡庁は、所在する台地の東側縁に位置していることが確認された。平成12年度に想定された（推定）後期郡衙跡の区画遺構の南東部分は、谷部に当たり、存在しない可能性が高い。また、改めて他の郡衙施設遺構の立地を見ると、台地の縁辺部に立地していることが再確認される。（推定）前期郡衙跡郡庁及び（推定）後期郡衙跡正倉群は南側に谷を望む台地縁であり、（推定）前期郡衙跡の正倉群と推定される遺跡北東部の掘込地業觀察地区も南側に谷を望む立地である。

他の一点については、第34～39トレンチを設定して調査を行った。特に第35～39トレンチは、（推定）前期郡衙跡の北限及び東限を区画する大溝等の検出を目的に、南北方向に連続して設定した。

第34トレンチでは掘立柱建物跡（SB28）、溝跡（SD34～36）、道跡（SD38）が検出された。

掘立柱建物跡は南端部で検出された。SB23と同様の大型で、覆土は埋め戻されたような土層が観察された。位置から、掘込地業觀察地点とともに、（推定）前期郡衙跡に伴う正倉群の一部の可能性がある。

溝跡はほぼ東西方向で、SD34は奈良・平安時代以降と考えられる。SD35・36は、ほぼ平行で、形も相似している。特にSD34は幅、断面の形状がSD1と類似していると思われる所以、（推定）前期郡衙跡の正倉

群を区画する溝の可能性も考えられる。

第35トレンチからはSB29が検出された。第34トレンチのものよりも規模は小さい。また、トレンチの北端部から溝跡が検出された。SD34と同規模と思われるが、(推定)前期郡衙跡に伴うかどうかは不明である。

第36~39トレンチは遺構は少なく、官衙跡に関連する遺構は検出されなかった。

よって、(推定)前期郡衙跡全域を区画する明瞭な遺構は確認されなかつたが、当地区の第36トレンチから北側の地区では、官衙に関連した遺構が存在する可能性は小さいことを確認した。

## 2 出土遺物

遺物は土師器・須恵器・平瓦・石器・石製品・鉄滓が出土し、総数で土器整理箱3箱分であるが、郡衙跡と確定できる遺物は出土しなかつた。

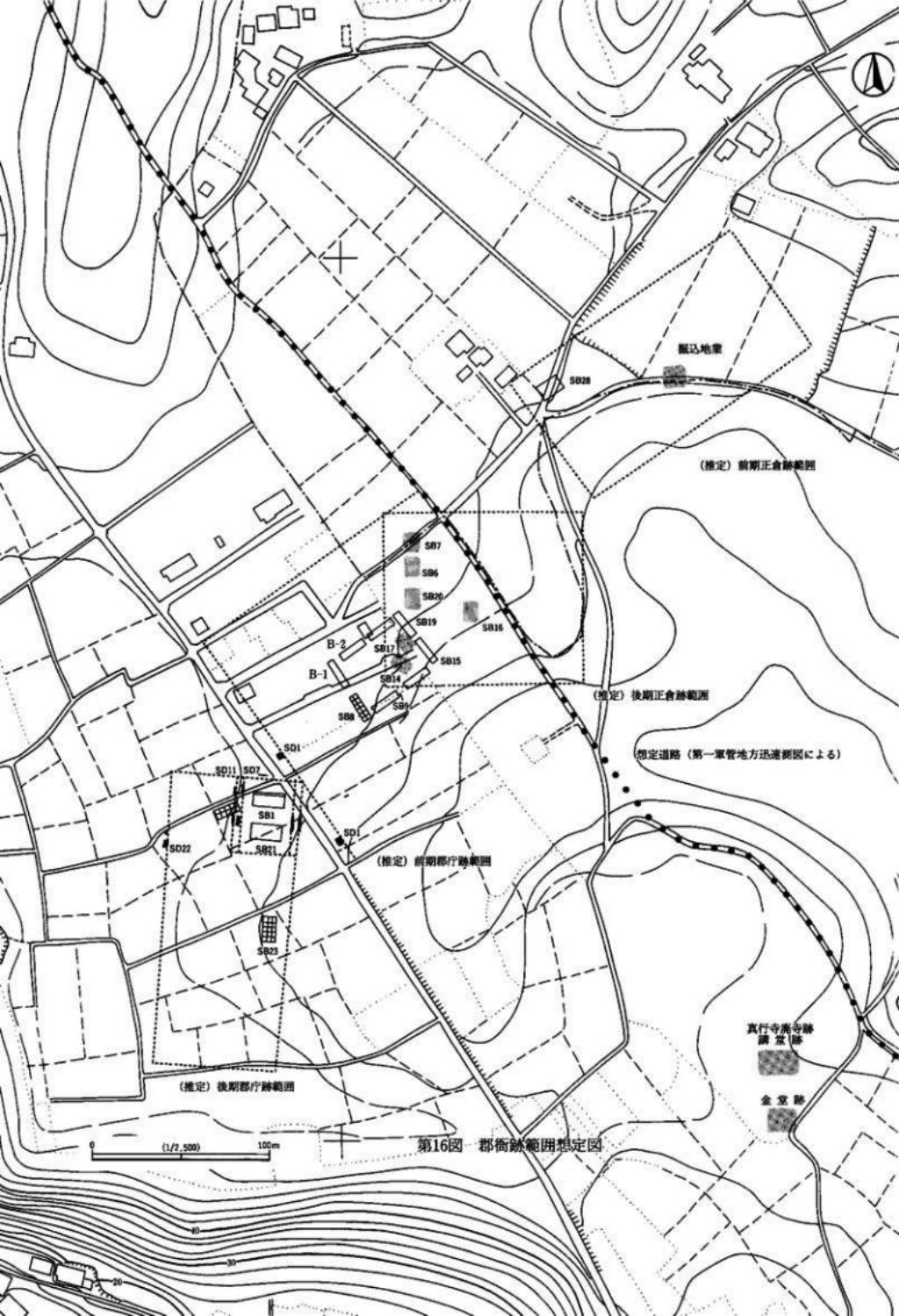
土器類は大半が表土からの出土である。出土須恵器から7世紀後半代の遺構の存在が想定でき、郡衙開始の年代を想定する上で重要と思われる。墨書き土器、転用窯は出土しなかつた。瓦は平瓦が5点出土している。凹面に布目跡があり、凸面の文様には格子の叩き目が施される。鉄滓については、過年度と同様に各トレンチから出土し、出土点数32点で、総重量762.3gである。しかし、第35~39トレンチからは出土していない。このことからも、第36トレンチから北側の地区では、官衙に関連した遺構が存在する可能性は小さいと考えられる。

第1表 挖立柱建物跡一覧表

建物	規格	種類	主軸	折行長	梁行長	柱間寸法	柱穴	備考
S B 1	5間×3間	側柱	N-5°-E	18.0m	8.1m後 に7.2m	12尺/9尺 に8尺	1.5m 後に 0.9m	3時期の変遷あり
S B 2		側柱	N-14° ~ 20° -W			7尺/	1.0m~1.2m	
S B 3		側柱	N-18° -W			8尺/	0.65m	
S B 4	4間以上	側柱	N-8° -W	9.6m以上		9尺/8尺	1.1m~1.2m	
S B 5		側柱	N-20° 前後-W				0.9m~1.1m	
S B 8	6間×2間	縦柱	N-33.5° -W	17.0m	4.2m	9.5尺/7尺	0.9m~1.45m	東柱がある
S B 9	4間以上	側柱	N-35° -W	10.8m以上		9尺/7尺	0.95m~1.2m	
S B 10	4間以上	側柱	N-6° -W	8.5m以上		9.5尺/8.5尺	0.7m~0.9m	
S B 11		側柱	N-18° -W			9尺/	0.5m~0.6m	
S B 12	4間以上	側柱	N-18° -W	14.2m以上		9.5尺/	0.78m~1.0m	
S B 13	4間以上×1間以上	縦柱	N-21° -W	8.0m以上	2.7m以上	6尺~8尺/9尺	0.9m~1.1m	
S B 15	3間以上×2間	側柱	N-37° -W	9.4m以上	3.8m	12尺/6.5尺	0.9m~1.3m	
S B 18	1間以上	側柱	N-50° -E	2.0m以上		6.5尺/	0.5m	
S B 19	1間以上	側柱					0.9m	
S B 21	5間×(3)間	側柱	N-5.5° -E	18.0m	約9m	12尺/約10尺?	1.3m~1.5m	2時期の可能性あり
S B 23	5間×3間	縦柱	N-2.5° -E	13.6m	6.0m	9尺/7尺	1.05m~1.2m	
S B 24	1間以上×1間以上	側柱	N-7° -E	2.4m以上	2.4m以上	8尺/8尺	1.1m~1.3m	
S B 25	1間以上×2間以上	側柱	N-27° -W	4.2m以上	2.1m以上	7尺/7尺	0.6m~1.1m	
S B 26	1間以上×1間以上	側柱	N-4° -W	2.7m以上	2.1m以上	9尺/7尺	0.65m~0.8m	
S B 27	4間以上×3間	側柱	N-1° -E	9.4m以上	6.0m	7尺/6尺	1.1m	
S B 28	不明 2棟以上	側柱					1.3m	
S B 29	1間以上	側柱	N-17° -W	2.7m以上		9尺/	0.9m	
B - 1	5間以上×1間	側柱	N-33.5° -W	14.2m以上	3.9m	9.5尺/13尺	0.8m~1.5m	方位は推定値
B - 2	6間以上	側柱	N-33.5° -W	16.2m以上		9尺/7尺	0.95m~1.3m	方位は推定値

掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を記した。

なお、S B 6・7・14・16・17・20・22は基壇状遺構である。



### 3 結 語

今回の調査の結果、前年度の郡衙跡範囲の想定を再検討する必要が生じてきた。特に、(推定)後期郡衙跡の範囲設定についてはさらなる調査が求められる。また、(推定)前期郡衙跡を区画する明瞭な遺構も検出されなかった。これらから、郡衙全体を区画する遺構が存在しない可能性も考慮しなければならない。郡衙を構成する郡庁、正倉等の施設ごとに区画が施されていたとも考えられる(第16図)。区画施設も斜面部に存在したかは不明で、「ロ」字状に閉じた形ではない可能性もある。

遺物については、墨書き器、転用窓などの郡衙を想定させるものは確認されなかった。しかし、今後予定される調査によって郡衙関連の遺物が出土する可能性は高いといえよう。

以上が今回の調査内容であるが、6回にわたる調査の結果から、鳩戸東遺跡が郡衙跡であることが判明した。よって、今後の調査では遺跡の呼称を鳩戸東遺跡から武射郡衙跡(鳩戸東遺跡)とし、今後の調査では、各施設の全容、区画施設の有無などを明確にし、武射郡衙の歴史的位置づけを明らかにしていきたい。

# 写 真 図 版



鳴戸東道跡

真行寺麻吉跡

真行寺麻吉跡



SB23~27全景（南から）



SB23~27全景（西から）



SB23トレンチ断面（西から）



SB23柱跡土層



SB28トレンチ（西から）



SB34トレンチ（北から）



SB34（西から）



SB35（北から）



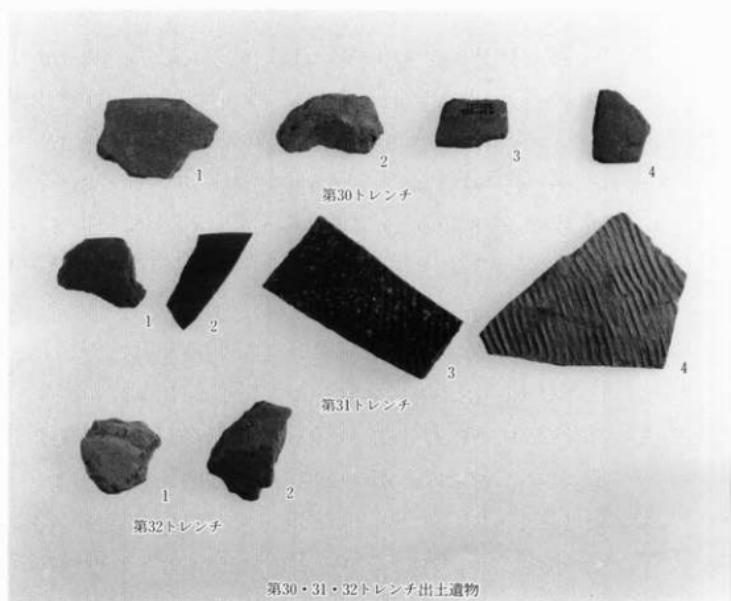
SB35（北から）



SB28柱跡土層



SB35トレンチ（西から）

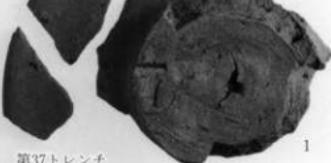




第33トレンチ



第34トレンチ



第37トレンチ



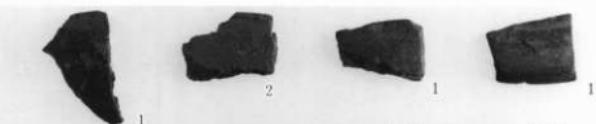
第33・34・37トレンチ出土遺物



SB23出土遺物

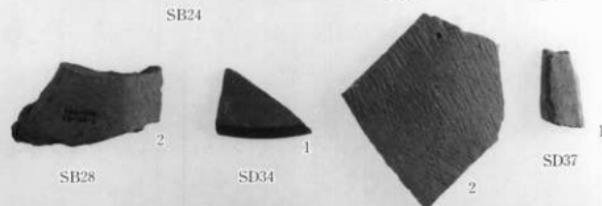


SB24



SB27

SB28



SD34

SB24・27・28・SD34・37  
出土遺物

SD37



第33・34トレンチ出土石器  
表面採集遺物

第33トレンチ出土勾玉



表面採集遺物



第30トレンチ

第32トレンチ

第33トレンチ

第34トレンチ

凹面

表面採集



第30トレンチ

第32トレンチ

第33トレンチ

第34トレンチ

凸面

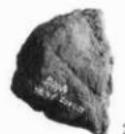
表面採集

調査区出土瓦

2



1



2

凹面



1



2

凸面

真行寺庵寺跡表面採集瓦

報告書抄録

ふりがな 書名	なるとうまち・さんぶまちしまとひがしいせきだいごじはっくつちょうさほうこくしょ 成東町・山武町鷲戸東遺跡第5次発掘調査報告書							
副書名								
卷次								
シリーズ名	千葉県文化財センター調査報告							
シリーズ番号	第439集							
編著者名	香取正彦							
編集機関	財団法人 千葉県文化財センター							
所在地	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡809番地の2				Tel 043-422-8811			
発行年月日	西暦 2002年6月14日							
ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード 市町村	北緯	東経	調査期間	調査面積 m <sup>2</sup>	調査原因	
鷲戸東 遺跡	山武郡成東町 島戸346-1ほか	12404	006	35度 37分 18秒	140度 24分 45秒	20011001～ 20011031	604	国庫補助 事業による学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
鷲戸東遺跡	官衙	奈良・平安時代	掘立柱建物跡 7棟以上 溝跡 3条	土師器・須恵器 瓦・鉄滓	平成9・12年度調査で検出した大型掘立柱建物跡とほぼ同規模の總柱掘立柱建物跡を検出し、4次で想定したよりも南に郡衙の範囲が広がることを確認した。			
	集落	古墳時代 前期	竪穴住居跡 4軒	土師器・滑石製勾玉	また、今後、遺跡の呼称を武射郡衙跡(鷲戸東遺跡)とする。			
	その他	中・近世	道跡 土坑 ピット	1条 6基 4基以上	土師質土器 陶器・磁器			

千葉県文化財センター調査報告第439集

**成東町・山武町鳴戸東遺跡第5次発掘調査報告書**

---

平成14年6月14日発行

発 行 財団法人 千葉県文化財センター

四街道市鹿渡809番地の2

印 刷 株式会社 弘 文 社

市川市市川南2丁目7番2号

---

本報告書は、千葉県教育委員会の承認を得て  
増刷したものです。